相模川水辺ふれあい拠点調査検討業務委託

報告書

令和4年3月

神奈川県厚木市

株式会社オリエンタルコンサルタンツ

目 次

第1章	章 業務概要	1–1
1. 1	1 業務概要	1-1
1.2	2 本調査の内容	1-10
1.3	3 実施方針	1-13
1.4	4 業務工程	1-16
1.5	5 協議打合せ	1-17
第2章	章 前提条件の整理	2–1
2. 1	- 1 前提条件の整理	2-1
2.2	2 各法令等における制約条件の整理及び既存施設の把握	2-35
2.3	3 制約条件のまとめと課題の整理	2-82
第 3 章	章 厚木市を取り巻く社会情勢等の把握	3–1
3. 1	1 内的要因(厚木市の強み・弱み)	3-1
3.2	2 外的要因(PEST 分析)	3-2
3. 3	3 ポストコロナを踏まえた事業の考え方	3-8
第4章	章 民間活力導入可能性の検討	4–1
4. 1	1 本事業対象範囲の検討	4-1
4. 2	2 利活用案の策定	4-9
4.3	3 必要とされる整備内容の検討	4-17
4.4	4 収益性事業の検討	4-35
4. 5	5 民間活力導入における事業効果の検討	4-48
4. 6	6 民活導入事業に求められる公共の役割	4-53
4. 7	7 近接市民協働事業の一体的運営の検討	4-75

第5章 事業スキームの検討	5–1
5.1 官民連携事業実施の課題	5-1
5.2 民間事業者の業務範囲の検討	5-5
5.3 事業方式の検討	5-11
5.4 VFM の算出	5-15
5.5 最適な事業スキームの検討	5–18
第6章 民間事業者の参入意欲調査	6–1
6.1 サウンディング調査の実施	6-1
第7章 民間活力導入可能性の評価及びとりまとめ	
7.1 民間活力導入可能性の評価及びとりまとめ	7-1
7.2 今後のスケジュール案の策定	
第8章 河川占用に係る協議資料の作成及び申請支援	8–1
8.1 都市・地域再生等利用区域指定の要望書	8-1
8.1 都市・地域再生等利用区域指定の要望書 8.2 河川協議にかかる図面作成	
8.2 河川協議にかかる図面作成 8.3 民間事業者の事業内容を踏まえた河川占用関連協議の内容及び工程	8-28 8-32
8.2 河川協議にかかる図面作成	8-28 8-32
8.2 河川協議にかかる図面作成 8.3 民間事業者の事業内容を踏まえた河川占用関連協議の内容及び工程	8-28 8-32 8-34
8.2 河川協議にかかる図面作成 8.3 民間事業者の事業内容を踏まえた河川占用関連協議の内容及び工程 8.4 河川占用協議資料整理	
8.2 河川協議にかかる図面作成8.3 民間事業者の事業内容を踏まえた河川占用関連協議の内容及び工程8.4 河川占用協議資料整理第9章 SDGs への取り組み	
8.2 河川協議にかかる図面作成	
8.2 河川協議にかかる図面作成	

第1章 業務概要

1.1 業務概要1-1
1.1.1 業務目的1-2
1.1.2 厚木市の概要1-2
1.1.3 事業発案に至った経緯・課題1-4
1.1.4 検討体制の整備1-7
1.2 本調査の内容1-10
1.2.1 業務の対象範囲1-10
1.2.2 業務の流れ1-12
1.3 実施方針1-13
1.4 業務工程1-16
1.5 協議打合せ1-17

1.1 業務概要

本業務の概要は、次に示すとおりである。

(1)業務名:相模川水辺ふれあい拠点調査検討業務委託

(2)業務箇所:厚木市三川合流地点 ※位置図参照

(3)業務期間:(当初) 令和3年5月24日 から 令和4年2月18日まで

(第1回変更) 令和3年5月24日 から 令和4年3月29日まで

(4)発注者名:厚木市河川ふれあい課

(5) 受注者名:株式会社オリエンタルコンサルタンツ



図 1.1-1_位置図

1.1.1 業務目的

相模川三川合流点地区は、厚木市の中心市街地から約1kmの徒歩圏内に位置し、相模川、中津川、小鮎川の三本の一級河川が合流する特徴的な地形であり、雄大な自然と近代的な町並みを臨むことができる抜群のロケーションである。桜の名所として毎年多くの花見客が訪れ、春から秋にかけては河原でのバーベキュー利用者や鮎釣りの人が多く訪れ、賑わっている。また、あつぎ鮎まつりの大花火大会や鮎のつかみ取りのメイン会場であることから、厚木市のシンボルと言えるエリアである。

しかしながら、雑草の繁茂による景観への影響や利用者のマナー違反による放置ゴミへの対応 等が課題となっており、良好な河川空間、自然景観の創出や適切な維持管理が求められている。 また、三川合流点地区は全面が河川区域内となっており、施設整備や運営について河川法上の制 約があるため、この抜群のロケーションをいかしきれていない。

そこで、本業務では、上記の課題を解決するとともに、ポストコロナ時代の新しい生活様式を 踏まえた憩いの場を創出するため、民間活力の導入によって三川合流点地区の魅力をいかした水 辺の利活用と観光、中心市街地の活性化を図り、良好な自然景観や親水性を備えた水辺ふれあい 拠点(以下、「本事業」という。)を整備することを目的として、三川合流点地区の整備・運営に関 して、民間活力を導入する場合の事業スキームを検討するとともに、その効果及び課題等を整理 し、その実施可能性について評価するものである。

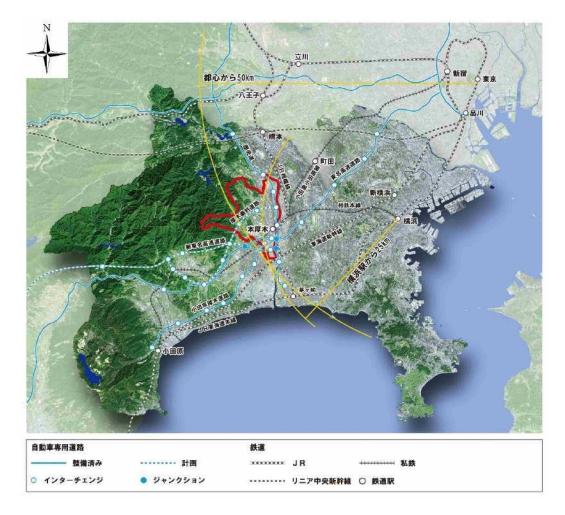
また、神奈川県内の河川区域内における収益事業を伴う官民連携事業の事例はないため、本調査において、河川管理者である神奈川県と河川空間のオープン化及び河川占用に係る協議を並行して進めるとともに、河川区域内における官民連携事業のリスク分担を明確にすることで、他河川での官民連携事業のモデル事業となるよう検証する。

1.1.2 厚木市の概要

(1) 地理•地勢

厚木市の市域は東西に約13.8km、南北に約14.7km、総面積は93.84kmである。神奈川県のほぼ中央にあり、東京都心、横浜駅からそれぞれ直線距離で50km、25kmに位置している。東京都心とは小田急小田原線で結ばれており、約1時間でアクセスできる。横浜駅へのアクセスは約50分である。

さらに、高速道路ネットワークについては、市域南部に東名高速道路や新東名高速道路、東端に圏央道が通っている。市内にはインターチェンジが5か所立地しており、今後、厚木秦野道路の整備が予定されているため、高速道路ネットワークにおける拠点性がさらに高まるものと期待される。



出典_厚木市都市計画マスタープラン

(2) 地形

関東平野の西端、相模川中流域に位置する厚木市は、東側の市境に相模川が流れているほか、丹沢山地を源流とする中津川、小鮎川を始めとする多くの河川が流れており、市域の北 西から南東にかけて緩やかに傾斜した扇状の地形を形成している。



出典_厚木市都市計画マスタープランに「相模川三川合流点地区」を加筆

(3) 都市構造

中心市街地は本厚木駅周辺に形成されており、商業施設や行政施設などが集積し、厚木市はもとより、県央地域における生活やビジネスの拠点となっている。

本厚木駅及び愛甲石田駅はバス路線の拠点となり、利便性の高いバス網が放射状に形成されている。

産業立地については、県央地域の拠点であり交通の要衝でもあることから、製造業、流通業、研究開発機能などが立地しており、工業集積も見られる。

そのため、市外から働きに訪れる人も多く、昼夜間人口比率は 1.0 を上回っている状況である。

1.1.3 事業発案に至った経緯・課題

(1) 厚木市が抱えている課題

○河川と共生するまちの実現

多様で豊かな水辺環境を次世代に引き継ぐことが求められており、良好な河川環境を保全する必要がある。また、市民の憩いや活動の場として、良好な水辺の環境づくりを進める必要がある。

○地域の個性をいかした魅力あるまちの実現

山地・河川・里山・田園と市街地の景観の融合は、自然と都市が共存する厚木市らしさを表すものである。今後のまちづくりにおいても、厚木市らしい景観の維持形成に努める必要がある。

○観光の振興

全ての観光客が安心して便利に過ごせる環境づくりが求められている。自然や温泉を始め、食や文化といった既存の観光資源に加え、都心からのアクセスの良さや交通利便性の高さなど、厚木市の特徴をいかした取組を進める必要がある。また、趣味に特化した旅行の増加、体験や健康志向の高まりなど旅行形態が変化しているため、変化を的確に捉えた施策を実施していく必要がある。

○シティプロモーションと定住促進

住みたい、働きたい、訪れたいと思えるまちの実現が求められている。また、市民一人一人がまちの魅力を実感し、住み続けたいと思えるまちの実現が求められている。厚木市の魅力を最大限にいかすまちづくりを分野横断的に進めるとともに、魅力が確実に伝わるよう、対象に応じた効果的な情報発信を行う必要がある。

新たな感染症の流行に伴う居住地に対する意識の変化などにより、交通利便性の高さや都市機能と自然環境の調和が図られたまちであるという厚木市の特徴が、選ばれるまちとしての優位性を高めることが予測される。これらの優位性を最大限いかせるよう、厚木市の魅力を効果的に発信する必要がある。

(2) 上位計画との関連性

本事業地である三川合流点地区は、全体が河川区域内となっており、相模川、中津川、小 鮎川の三本の一級河川が合流する特徴的な地形が形成する、雄大な自然と近代的な街並みを 臨むことができる抜群のロケーションが魅力となっている。

また、相模川の河川敷は、スポーツやレクリエーションの場など、貴重な自然空間かつオープンスペースとして市民の憩いの場として親しまれている。

第 10 次厚木市総合計画第 1 期実施計画(令和 3 年 4 月)では、「相模川三川合流点地区において、市民や来訪者が集い、水辺と人とのふれあいをより身近にできる憩いと活動の場を整備する。」と位置付けられている。

また、厚木市都市計画マスタープラン(令和3年3月)では、相模川の河川敷は次のよう に位置付けられている。

①土地利用の方針 (河川)

・相模川などの河川敷は、スポーツ・レクリエーションの場など、市民が憩うオープンスペースとして活用します。

②厚木地域の基本目標

・「触れ合いの場と水と緑のあるまちづくり」: 相模川を活用した親水・憩いの場の形成と 回遊性のあるまちづくり

③まちづくりの方針

・三川合流点地区では、水辺と人との触れ合いをより身近に感じることができる憩いと活動の場となる水辺交流拠点の計画を推進します。また、中心市街地との回遊性の向上を図ります。

(3) 上記課題への対策としてこれまで実施している施策や調査等

平成19年度 水辺ふれあい構想策定 水辺ふれあい基本計画策定

平成 20 年度 相模川·中津川厚木市河川利用構想策定

平成21年度 あつぎ三川合流点河川利用市民案提言

平成22年度 相模川三川合流点地区かわまちづくり検討委員会設置 相模川厚木市水辺拠点創出基本計画の素案策定

平成24年度相模川厚木市水辺拠点創出基本計画策定

平成26年度厚木市スポーツ施設整備推進計画策定

平成28年度三川合流点におけるバーベキュー利用者へのアンケート調査実施 水辺ふれあい拠点検討推進委員会設置

平成29年度手ぶらバーベキュー・鮎のつかみどり社会実験実施

平成30年度手ぶらバーベキュー社会実験実施

相模川水系相模川・中津川河川整備計画策定(国・県)

令和2年度 官民連携手法検討のためのサウンディング型市場調査実施 水辺ふれあい拠点整備に向けた庁内検討会設置 河川管理者と河川占用事前協議

(4) 本事業の発案経緯

平成 21 年度に、市民による「あつぎ水辺ふれあい懇談会」を組織化し、まちづくりと一体となった三川合流点地区の在り方を「あつぎ三川合流点河川利用市民案」として取りまとめ、平成 21 年 12 月に市長に提言された。その後、市民案の提言を受け、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」の策定や手ぶらバーベキュー等の社会実験を実施し、この三川合流点地区の整備について一定のニーズを確認した。

また、三川合流点地区の既存スポーツ施設については、老朽化が進んでおり、「厚木市スポーツ施設整備推進計画」において周辺施設への統合・廃止等の予定となっているため、その跡地を含めた河川敷を、良好な自然環境と親水性を備えた水辺ふれあい拠点として整備することとした。

(5) 本事業の必要性

三川合流点地区の多様で豊かな水辺環境を次世代に継承するために、市民の憩いや活動の場として、良好な水辺の環境づくりを進める必要がある。市民のニーズを捉えたサービスの提供や良好な河川環境を保全するためには、民間事業者の運営ノウハウを活用することが必須であり、収益の一部を維持管理費に還元することで、公的負担を抑制しながら、厚木らしい景観を維持形成することができる。

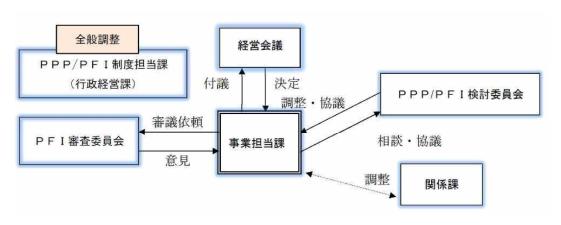
1.1.4 検討体制の整備

(1) 庁内の検討体制

○厚木市における PPP/PFI 事業の推進体制

厚木市における PPP/PFI の導入検討や実施に当たっては、事業を主管する課等が中心となり進めていく。

しかし、PPP/PFIは、導入検討から実施段階まで、法律、技術及び財政面で様々な専門的知識を必要とするため、専門的知識を有するアドバイザーの助言のほか、財政、契約、建築等の関係部局との調整を図りながら、導入を進めていく。



出典_厚木市 PPP/PFI マニュアル

①PPP/PFI 制度担当課

PPP/PFI 実施に当たっては、PFI 特有の事業スキームや事業者選定方法などに関して、ノウハウの蓄積や共有が有効になることから、厚木市における PFI 制度の適正かつ円滑な実施を図るため、PPP/PFI に関する総合調整 (事業に対する助言・意見等含む) や事業担当課への支援等を行う。

担当部署名	役職・人数	専属/兼任
厚木市 政策部	副主幹兼係長 1人	兼任
行政経営課 公共施設マネジメント係	主査 1人	
	主事 1人	

表 1.1-1_ PPP/PFI 制度担当課

②事業担当課

PPP/PFI の導入可能性についての検討及び具体的な実施に当たっては、事業担当課が中心となり、次の全ての事務を実施する。この際、事業担当課は PPP/PFI 検討委員会やアドバイザー、審査委員会等と連携、調整し、円滑な事業の実施を図る。

- ア PPP/PFI 導入の候補事業の発案
- イ PPP/PFI 導入可能性調査、PFI 導入の候補事業選定の資料作成等
- ウ 民間事業者の募集・選定に係る検討及び事務
- エ 審査委員会の運営及び事務局事務
- オ PPP/PFI 事業契約に関する事務
- カ 民間事業者が実施する業務のモニタリング

③PPP/PFI 検討委員会(事務局:行政経営課)

PPP/PFI 導入を推進し、庁内における調整、判断を行う。特に PFI 導入検討の際、実施計画の作成等の検討を行う。

	企画政策課長、行政経営課長、契約検査課長、
PPP/PFI 検討委員会	工事検査担当課長、財政課長、財産管理課長、
	都市計画課長、建築課長

4)統括政策調整会議(事務局:企画政策課)

厚木市庁議規程に基づき、厚木市行政の最高方針、重要施策等の審議決定を行う経営会議の前に諮る会議になる。なお、案件によっては、当会議のみの審議になる可能性もある。

⑤経営会議(事務局:企画政策課)

厚木市庁議規程に基づき、厚木市行政の最高方針、重要施策等の審議決定を行う。事業 担当課において検討した PPP/PFI に関する方向性等を当会議に諮る。

⑥PFI 審查委員会(事務局:事業担当課)

PFI 導入が確定し、具体的に事業を実施していくに当たっては、適切な事業の実施と事業者の選定が重要となる。PFI は、施設の整備、維持管理、運営に当たって事業ごとに専門的知識が強く求められるため、法律、金融等の学識経験者、各事業に精通している専門家及び市職員で構成された「PFI 審査委員会」を事業ごとに設置する。

PFI 審査委員会	PFI 事業や法務、金融実務などに精通した
『『『一番宜安貝云	有識者等

○相模川水辺ふれあい拠点整備に向けた庁内検討体制

三川合流点地区を対象として、市民や来訪者が集い、水辺と人とのふれあいをより身近にできる憩いと活動の場としての施設整備を具現化していくため、水辺ふれあい拠点整備に向けた庁内検討会を設置している。

表 1.1-2 相模川水辺ふれあい拠点整備に向けた庁内検討体制

No.	所属及び職名	備考
1	河川ふれあい課長	リーダー
2	公園緑地課長	サブリーダー
3	危機管理課長	
4	企画政策課長	
5	行政経営課長	
6	厚木北地区市民センター所長	
7	環境事業課長	
8	観光振興課長	
9	都市計画課長	
10	市街地整備課長	
11	道路管理課長	
12	国県道調整担当課長	
13	スポーツ推進課長	

(2) 民間の関係者との協力体制

〇相模川三川合流点地区利用調整協議会 (案)

三川合流点地区における、都市及び地域の再生等のために利用する施設について、地域住民・民間の創意工夫等を最大限いかし、地域の活性化に資する空間として活用するため、施設の整備及び運営内容に対し、地域の合意を図ることを目的として、三川合流点地区の地元である厚木北地区の自治会及び市内の関係団体の代表者から構成される相模川三川合流点地区利用調整協議会を設置する予定である。

1.2 本調査の内容

1.2.1 業務の対象範囲

本業務の対象範囲は、厚木市の三川合流点地区である。

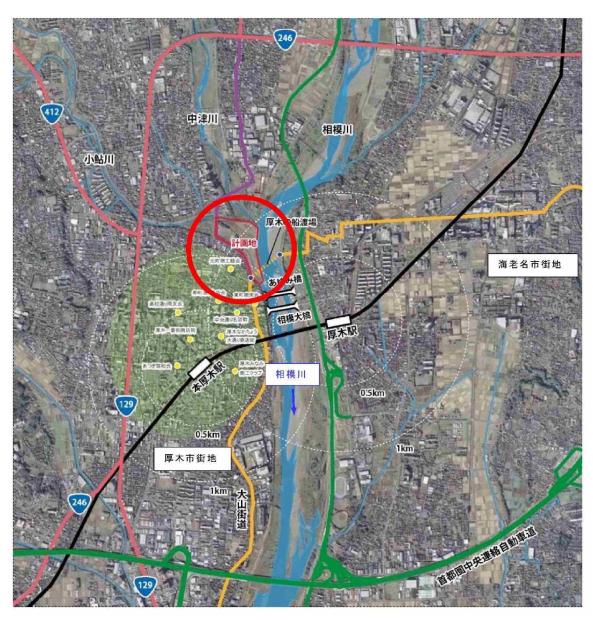


図 1.2-1_全体位置図

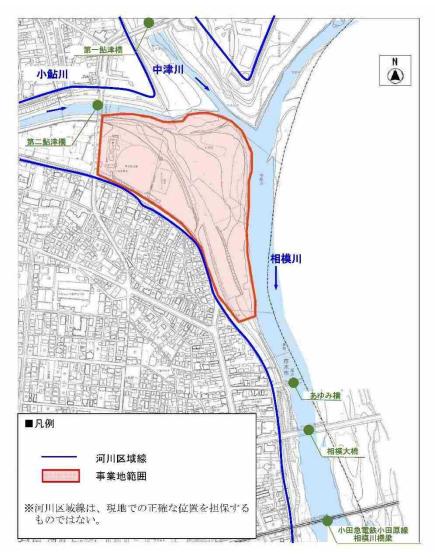


図 1.2-2_本事業地位置図

1.2.2 業務の流れ

業務の流れは、次のとおりである。

本業務は、本事業地が全域河川区域内であるという特徴を踏まえ、①本事業地における官民 連携事業の導入可能性調査、②本事業地における河川利活用に関する協議(河川管理者協議)の ふたつの軸で進める。

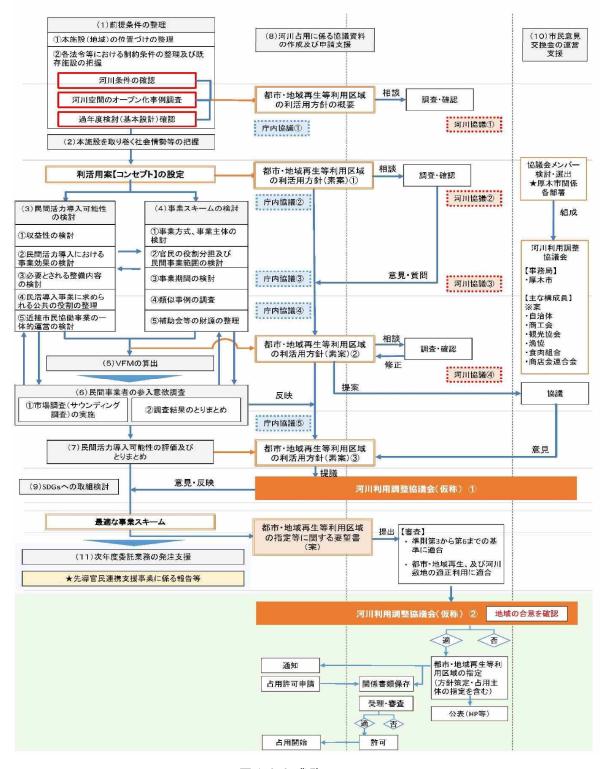


図 1.2-3_業務フロー

1.3 実施方針

本業務の内容は、次のとおりである。

(1) 前提条件の整理

①本事業の位置付けの整理

本事業の整備・運営に関して、上位計画及び過年度業務における位置付けなど、前提条件を整理する。

②各法令等における制約条件の整理及び既存施設の把握

本事業地は河川区域内であることから、河川法をはじめとした、関連する各法令や条例に おける規制等の制約条件や課題について整理する。また、既存の資料から現況の配管等の既 存施設の把握を行い、図化する。なお、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

○既存資料より、河川管理者との協議用として、利活用ゾーニング案の図面を作成する。

(2) 本事業を取り巻く社会情勢等の把握

本事業及び地域の特徴を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に関連する施策及び社会変化など、本事業を取り巻く社会経済情勢や社会的ニーズについても整理し、本事業の整備及び運営に伴う課題を抽出する。

○ (1) 前提条件の整理及び(2) 社会情勢等の把握の整理結果を踏まえ、検討のベースとなる事業スキーム案を3案作成する。

(3) 民間活力導入可能性の検討

①収益性の検討

本事業における収益事業の実施可能性とその内容及び実施に際しての課題(利用料金の設定・施設稼働率の検討・利用料金収入の検討)について、類似事例の実施事業者へのヒアリング及び類似事例調査を基に、検討し整理する。

②民間活力導入における事業効果の検討

民間活力導入における事業効果について、類似事例の実施事業者へのヒアリングを基に検 討し整理する。

③必要とされる整備内容の検討

次の整備内容について検討し、実施設計に必要な設計図及びイメージパースを作成する。

- ・最低限必要なハード整備に係る整理 民間活力導入に際し、給水及び排水、配電設備、管理事務所など、最低限必要なハード 整備について整理する。なお、管理事務所については、既存のものを修繕するものとす る。
- ・親水施設及び大型遊具に係る検討 既存プールで使用している地下水を利用した親水施設(せせらぎ)及び大型遊具の設置 について検討する。なお、大型遊具については、インクルーシブを採用するものとする。
- ・バリアフリーに向けた取組みに係る検討 本事業におけるバリアフリーに向けた取組みとして、スロープ等の設置について検討す る。

④民間活力導入事業に求められる公共の役割の整理

民間活力導入に際し、求められる公共の役割について、類似事例の実施事業者へのヒア リング及び類似事例調査を基に検討し、整理する。

また、事業形成、実施の段階において民間事業者と市の合意形成を図ることを目的とした組織の構築について検討する。

⑤近接市民協働事業の一体的運営の検討

相模川ローズガーデン、旭町スポーツ広場について、市民協働事業を前提とした一体的 運営の可能性について検討する。

○河川区域の利活用という特徴、及びポストコロナ時代を意識した、効果的な民間活力導 入の在り方について検討する。

(4) 事業スキームの検討

①事業方式の検討

本事業の整備運営を民活導入事業として実施する場合の最適な事業方式について検討する。

②官民の役割分担及び民間事業範囲の検討

本事業を実施する場合の、官と民の最適な役割やリスク (河川増水時の浸水等) の分担に ついて検討し、民間事業の対象範囲について検討する。

③事業期間の検討

本事業において想定される事業内容及び本事業の特徴を踏まえ、民間活力が最も発揮されやすい適切な事業期間について検討する。

④類似事例の調査

本事業内容に類似した事業を実施した事例を調査し、本事業へ反映すべき事項を整理する。類似事例調査の実施にあたっては、必要に応じて現地調査を行うものとする。

⑤補助金等の財源の整理

補助金をはじめとした、本事業に適用可能な支援措置等について整理する。

○事業スキーム検討においては、民間事業者との細やかなヒアリングを複数回実施することで、民間事業者の参入しやすいスキームを模索する。

(5) VFMの算出

想定される事業スキームを基に、VFM算出における諸条件を厚木市と協議の上決定し、VFMを算出する。

(6) 民間事業者の参入意欲調査

①市場調査(サウンディング調査)の実施

PPP 事業として本事業を実施する場合の事業概要書を作成し、民間事業者及びその他関係期間の本事業に対する意見・要望及び参入意欲を把握するための市場調査(サウンディング調査)を継続的に実施する。また、参入が想定される事業者に対し、個別にヒアリングを行うことも検討する。

○民間事業者へのサウンディングにあたっては、事業参入への課題の収集だけではなく、

河川区域内における事業のポテンシャルについても意見収集することを意識する。

②調査結果のとりまとめ

民間事業者を対象にした市場調査の結果について分析し、本事業実施における課題として 整理するとともに、必要に応じて事業スキームの検討に反映する。

(7) 民間活力導入可能性の評価及びとりまとめ

事業スキームを法制面、財政面、民間事業者の参加等の視点より、総合的に評価を行う。 また、民間活力導入事業としての実施が可能と評価された場合は、実施に向けた今後のスケジュールを策定し、施設整備、管理及び運営に係る概算事業費を算出する。

(8) 河川占用に係る協議資料の作成及び申請支援

整備内容について、河川占用に係る河川管理者との事前協議に必要な設計図(平面図、縦横断面図、構造図)、流水機能の影響根拠等の資料を作成する。

大型遊具については、具体的計画内容を検討し、河川管理者に提示する資料を作成する。 なお、遊具に材質及び構造の違いによるイニシャルコストとランニングコストを比較し、 最適なものを検討するものとする。

○河川管理者との協議は、必要に応じて複数回実施する。協議資料作成においては、事業 実施における河川管理者のメリットにも留意する。

(9) SDGsへの取組検討

本事業においてSDGsへの取組可能な項目について検討する。

(10) 市民意見交換会の運営支援

地域住民及び河川管理者を含めた市民意見交換会の運営について支援するものとする。得られた市民意見については、施設計画や事業スキームへの反映を検討する。

(11)次年度委託業務の発注支援

「(7)民間活力導入可能性の評価及びとりまとめ」における評価結果を基に、次年度委託業務のための書類作成に係る資料を整理する。

■先導官民連携支援事業に係る報告等への支援

受注者は、厚木市が行う国土交通省の「先導的官民連携支援事業」に係る国土交通省への報告等について、支援するものとする。

1.4 業務工程

当業務の工程は、次に示すとおりである。

工期:令和3年5月24日から令和4年3月29日まで(第1回変更)

厚木市相模川水辺ふれあい拠調査検討業務委託 詳細工程表 業務工期: R3.5.24~R4.3.29 業務項目 業務準備 1 前提条件の整理 河川占用協議の結果を反映 1-1 本施設の位置づけの整理 1-2 各法令等における制約条件の整理及び既存施設の把握 制約条件のまとめと課題の整理 2 本施設を取り巻く社会情勢等の把握
 2-1
 内的要因

 2-2
 外的影響(PEST分析)

 2-3
 ポストコロナ関連
 3 民間活力導入可能性の検討 ※事業内容の具体化 3-1 事業対象地域の検討 3-2 利活用案(事業目的)の策定 3-3 収益性事業の検討 3-4 民間活力導入における事業効果の検討 3-5 必要とされる整備内容の検討 3-6 民活導入事業に求められる公共の役割の整理 近接市民協働事業の一体的運営の検討 4 事業スキームの検討 4-1 事業方式の検討 4-2 官民の役割分担及び民間事業範囲の検討 ____ 4-3 事業期間の検討 4-4 類似事例の調査 補助金等の財源の整理 4-5 5 VFMの算出 5-1 VFM算出における諸条件の設定 5-2 従来公共発注方式での概算事業費の算定 5-3 民活導入した場合の概算事業費を算定 5-4 比較によるVFMの算出 _____ 6 民間事業者の参入意欲調査 6-1 市場調査(サウンディング調査)の実施 6-2 調査結果のとりまとめ
 6-2
 調査結果のどりまとめ

 7
 民間活力導入可能性の評価及びとりまとめ

 7-1
 民間活力導入可能性評価

 7-2
 今後のスケジュール案の策定

 7-3
 概算事業費(公共負担額)の算定
 8 河川占用に係る協議資料の作成及び申請支援 8-1 都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書(案)の作成 8-2 河川協議必要図面の 9 SDGsへの取組検討 河川協議必要図面の作成 9-1 SDGsへの取組検討 10 市民意見交換会の運営支援 10-1 市民意見交換会の運営支援 11 次年度委託業務の発注支援 11-1 次年度委託業務の発注支援

★ 報告書の作成

★ 先導官民連携支援事業に係る報告等への支援 -----

1.5 実施体制協議打合せ

打ち合わせの開催月及び、内容は次のとおり。

打	合せ	口	開催日	打合せ内容
第	1	口	6月3日 (木)	業務初回打合せ、業務計画、業務工程
第	2	口	6月9日 (水)	河川協議について
第	3	口	6月16日(水)	先導的官民連携事業、利活用、河川空間のオープン化
第	4	口	7月6日 (火)	河川協議の対策、河川空間のオープン化
第	5	口	7月21日(水)	河川協議の対策
第	6	口	7月29日(木)	国交省ヒアリング
第	7	口	8月3日 (火)	基本設計の見直し
第	8	口	8月11日(水)	利活用方針、必要機能、次回河川協議の対策
第	9	口	8月25日(水)	利活用方針、都市・地域再生等利用計画書
第	1 0	口	8月30日(月)	河川協議の対策
第	1 1	口	9月16日(木)	事業スキームの検討、想定機能と収益事業、作成図面
第	1 2	口	9月24日(金)	作成パース、ヒアリング
第	1 3	口	10月5日(木)	作成パース、ヒアリング、河川協議対策
第	1 4	口	11月11日(木)	国交省中間報告、河川空間のオープン化、
				河川利用調整協議会
第	1 5	口	12月3日(金)	河川利用調整協議会、事業者ヒアリング、VFM 算定、
-				図面作成
第	1 6	口	1月7日 (金)	事業スキーム、民間事業者ヒア
第	1 7	口	1月14日(金)	事業全体スケジュール、事業スキーム、
				民間事業者ヒアリング、VFM
第	18	口	3月2日 (水)	業務報告書内容及び仕様、河川利用調整協議会の今後
第	1 9	口	3月18日(金)	業務報告書内容及び仕様

第2章 前提条件の整理

2.1 前提条件の整理2-1
2.1.1 本事業地の概要 2-1
2.1.2 まちづくりにおける本事業地の位置付け2-9
2.1.3 本事業地の歴史、成り立ち2-13
2.1.4 過年度関連計画の概要2-14
2.1.5 現況スポーツ施設の扱い 2-30
2.1.6 利用者の安全管理 2-31
2.1.7 地域活動への配慮 2-32
2.1.8 あつぎ鮎まつり期間中の対応 2-33
2.1.9 利活用の早期実現2-34
2.2 各法令等における制約条件の整理及び既存施設の把握 2-35
2.2.1 本事業地における制約条件2-35
2.2.2 都市計画関連の上位計画における制約条件の整理2-37
2.2.3 河川法における制約条件の整理2-42
2.2.4 利活用状況と既存施設の把握2-61
2.3 制約条件のまとめと課題の整理2-82
2.3.1 制約条件のまとめ2-82
2.3.2 制約条件に対する課題の整理2-84
2.3.3 河川空間のオープン化の整理2-86

2.1 前提条件の整理

2.1.1 本事業地の概要

(1) 本事業地の状況

「(仮称) 相模川水辺ふれあい拠点」(以下、「本事業地」とする) は、約9ヘクタール の土地全体が相模川及び小鮎川の河川区域内となっており、相模川、中津川、小鮎川の三 本の一級河川が合流する特徴的な地形が形成する雄大な自然と近代的な街並みを臨む抜 群のロケーションが魅力となっている。

主要駅である本厚木駅が立地する中心市街地から1km以内(徒歩約16分)の徒歩圏内 に位置しており、厚木小学校や厚木中学校といった学校施設も近隣に位置している。現在 は複数の占用許可のもと、厚木市のスポーツ施設として供用されている他、地元イベント の会場としても利用されるなど、地域の活動の場として機能している。

さらに、春は厚木市を代表する桜の名所として多くの花見客で賑わう他、春から秋にか けてはバーベキューや相模川名物の鮎釣りを楽しむ人で賑わい、河川敷ならではのコン テンツを楽しめる身近な水辺空間として市民を始め多くの人に親しまれている。

また、今年で75回目を迎える厚木市最大のイベント「あつぎ鮎まつり」のメイン会場 として大花火大会と鮎のつかみ取りが催される場所でもあり(平成31年度の来場者数: 54万人)、厚木市のシンボル的な場所となっている。一方で、バーベキュー利用者等の放 置ゴミによる景観の悪化や無秩序な駐車等が問題となっている。さらに、繁茂する雑草は 処理が行き届かず、成人の背丈ほどまで成長してしまっている部分が多々見受けられ、人 が侵入することが難しく利活用できない部分も多く存在し、せっかくの河川空間を有効 活用できているとは言い難い状況にある。









【鮎まつりのメイン会場】

【桜の名所】

【バーベキューの会場】

【鮎釣りスポット】

厚木市最大のイベン りが実施される。 (H31, 来場者数 54 万人)

厚木市を代表する のメイン会場。大花火 多くの花見客で賑わ 大会や鮎のつかみ取 う。また地元自治会の 桜まつりも毎年開催 されている。

春から秋にかけて ト「あつぎ鮎まつり」 桜の名所として、毎年 は、多くのバーベキュ 川」と呼ばれていた。 スポット。

> 但し、ゴミの投棄な人が訪れる。 ど問題も。

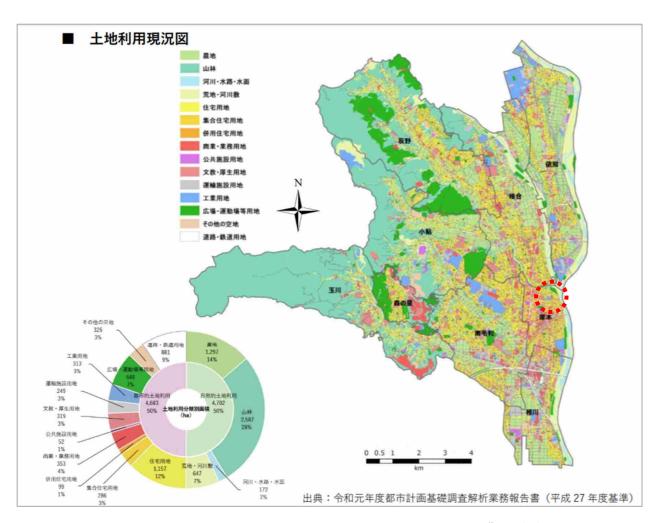
相模川は古くは「鮎 一客で賑わう人気の 毎年6月に鮎釣りが解 禁されると多くの釣り

写真 2. 1-1_本事業地の様子(厚木市観光協会 HP、厚木市)

(2) 都市構造

市街化区域の面積は、市域の約34%であり、総人口の約90%が居住している。また、市街化調整区域には、丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園を始めとする山地、森林、農地など豊かな自然が広がっている。中心市街地は本厚木駅周辺に形成されており、商業施設や行政施設などが集積し、厚木市はもとより、県央地域における生活やビジネスの拠点となっている。産業立地については、県央地域の拠点であり交通の要衝でもあることから、製造業、流通業、研究開発機能などが立地しており、内陸工業団地や尼寺工業団地などの工業集積も見られる。そのため、市外から働きに訪れる人も多く、昼夜間人口比率は1.0を上回っている。

本事業地の三川合流点地区周辺は住宅用地としての利用が多く見られる状況である。

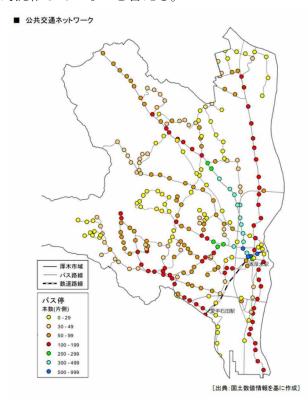


出典_厚木市土地利用現況図

(3) 交通

厚木市の交通は東名高速道路厚木インターチェンジの開設により、首都圏南西部の道路交通の要衝として発展し、近年、首都圏中央連絡自動車道及び新東名高速道路の高規格幹線道路が整備され、将来的には7つのインターチェンジが設置されるなど、道路交通の要衝としての役割が一層高まる。市域内では、鉄道駅が本厚木駅及び愛甲石田駅の2駅しか無く、バス交通に依存している。 道路交通については、中心市街地と郊外部との間に、国道246号が貫通しているため、交通混雑によりアクセス性が低下しており、より的確で、効果的な交通体系の確立が求められている。

本事業地の三川合流点地区周辺の道路は、国道 246 号よりも南側にあたるため、周辺道路は比較的混雑していないと言える。





出典_厚木市交通マスタープラン

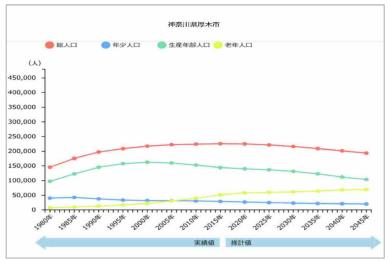
(4) 人口動態

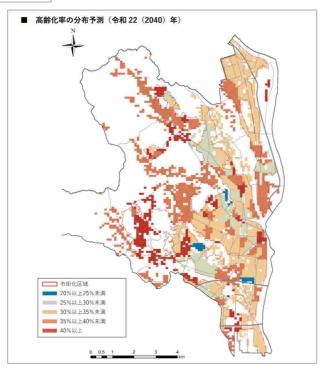
総人口は、高度経済成長等を背景に増加していたが、平成27年をピークに緩やかに減少を始め、都市計画マスタープランの目標年次である令和22年の総人口は、200,225人になると推計されている。令和22年の生産年齢人口は、令和2年に比べ約21%減少し、老年人口は約18%の増加、高齢化率は33.9%になると予測されており、市民の3人に1人が高齢者になると見込まれている。

(5) 高齢化

超高齢社会の進展により、市域全体で高齢化率の上昇が予測されており、令和22年において、いずれの地域においても20%以上の予測となっている。特に、鳶尾、まつかげ台及び森の里地区などの開発により整備された郊外の住宅地等では、今後ますます高齢化が進展するとともに、人口の急激な減少が懸念される。

本事業地の三川合流点地区周辺においても高齢化率は30%を超えると予測されている。



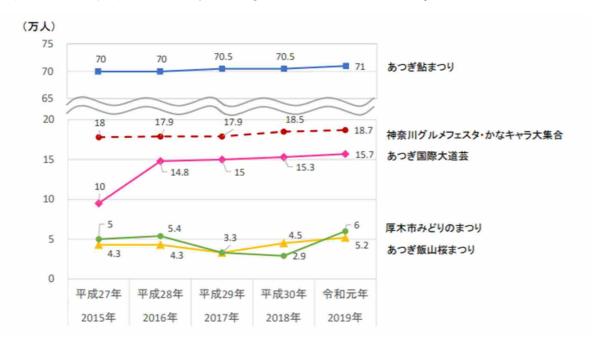


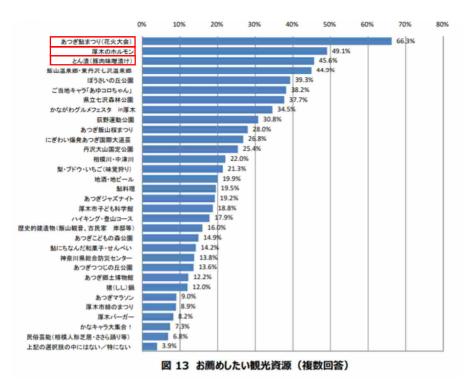
出典_厚木市都市計画マスタープラン

(6) 観光

本事業地をメイン会場として開催している、「あつぎ鮎まつり」は、70万人の入込客数を誇る厚木市最大のイベントであり、「市民がお勧めしたい観光資源」においても66.3%がお勧めしたいと回答している市民の自慢のイベントとなっている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2、3年度は開催できていない。

また、「厚木のホルモン」や「とん漬」は、市民がお勧めしたい観光資源の上位に入っており、豚肉が特産品として認識されており、市民に愛されていることが伺える。





出典_第2次厚木市観光振興計画

(7) 厚木市の農業

厚木市の農業従事者数は高齢化に伴い減少傾向にあるが、生産している農産物のほとんどが市内で消費されており地産地消が成立している。栽培を推奨している品目はないものの多種多様の品目が生産されており、果樹類の栽培も盛んで、なし、ぶどう、いちご、メロン、りんご、柿等が生産されている。

畜産においては、豚肉の頭数が多く、また神奈川食肉センターが市内にあることから新鮮な豚肉が手に入ることが特徴である。そのため、「豚漬け」や「豚肉のホルモン」が特産品として定着している。

JAあつぎが運営するJAあつぎ農産物直売所「夢未市」は、管内の生産者が愛情を込めて育てた、採れたての地場農畜産物が並び、連日多くの地域住民で賑わっている。店内では、旬な野菜や果実をはじめ、豚肉、手作りの加工品、花卉などの販売が行われている。加工品の中にはJAあつぎのオリジナル商品として市内で採れた小麦を使ったラーメン(乾麺)なども販売されており、多種多様な品目を活かした施設となっている。

また、「新鮮で安心・安全な農畜産物等を市価よりもお求めやすい価格で提供する」ことをモットーとした「厚木市民朝市」が毎週日曜日に開催されており、コロナ前においては年間53,000人を集客している人気イベントとなっている。さらに、月1回程度、野菜の安価販売や季節に合わせたイベントとして「特別市」が開催され、生産者と消費者との交流が図られている。

(単位:経営体、ha)

区分	作付経営体数	面積
だいこん	232	9
さといも	219	6
ねぎ	210	6
はくさい	199	5
たまねぎ	179	5
キャベツ	170	5
なす	168	3
ほうれんそう	161	4
きゅうり	153	4
トマト	150	7
ブロッコリー	130	3
にんじん	129	3
ピーマン	91	1
レタス	55	1
すいか	53	X
やまのいも	27	1
いちご	24	3
メロン	15	2
その他の野菜	123	10
津久井在来大豆	24	3

※「X」:調査客体が2以下で、内訳数値を秘匿する必要があるもの

資料:2015 農林業センサスより作成 津久井在来大豆は農業政策課調べ

(単位:件、頭、羽)

家畜の種類	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数	農場数	頭羽数
乳用牛	11	342	12	346	11	330	11	300	12	293
肉用牛	5	98	5	162	7	70	7	47	3	24
鹿	1	1	2	2	2	2	1	1	2	2
馬	8	129	8	121	10	109	9	108	10	102
めん羊	2	7	3	8	3	13	3	7	3	9
山羊	1	14	2	19	3	20	3	23	4	25
豚	6	8, 538	7	7, 387	7	9, 344	8	8, 194	8	7,824
採卵用鶏	27	2, 271	17	2, 465	12	1,987	13	1,659	15	1,635
肉用鶏	2	22	1	22	1	16	1	8	1	15
あひる	-	-	-	-	-	-	1-1	-	1	39
うずら	1	705	1	709	1	568	1	715	1	789
きじ	1-	;-	-	-	1.	3	1	2	2	6
ほろほろ鳥	1	23	1	11	1	13	1	5	1	5

資料:農業政策課調べ

出典_厚木市都市農業振興計画

JAあつぎへのヒアリング調査結果より得られた厚木市の農業の特徴を次にまとめる。

○厚木市の農業の特徴

- ・農業従事者数は高齢化に伴い減少傾向にある。
- ・地産地消として、特に栽培を推奨している品目、厚木市ならではの農産物はない。
- ・無農薬栽培や有機栽培を行っている農家も一定数いるが、害虫被害が周囲の畑へ移ってしまう恐れがあることから、耕作場所が限られてしまうため、従事者数の大幅な増加は見込めない。
- ・果物類は、<u>なし、ぶどう、いちご、メロン、りんご、柿</u>等が生産されている。<u>観光農園としては、なし、ぶどう、いちご</u>が挙げられる。
- ・いちごの観光農園は首都圏から近いことから、東京、横浜方面からの利用者が多く、人気 もある。なし、ぶどうについては、耕作面積が広くないことや、固定客がついていること から、大々的な受け入れは行っていない。

○厚木市民朝市について

- ・<u>厚木市民朝市(以後「朝市」という)毎週日曜日 AM6時~7時に厚木市文化会館の北側</u> 駐車場で開催している。
- ・開始時間6時は、文化会館の駐車場を利用しているため、開館に影響がない時間帯である こと、出店農家が朝市後に農作業ができること、朝市後に売れ残った商品を夢未市に納品 できること、加工品業者の実店舗の開店時間等を考慮して決めている。
- ・通常時の登録出店者数は22店舗、季節限定の出店者数は3店舗(りんご、梨)所属している。季節出店の3店舗は、ここ1~2年出店していない。
- ・コロナ前の年間来場者数は、延べ53,630人、開催回数52回、1回平均約1,030人。
- ・コロナ禍 (R2 年 6 月末~12 月 30 日) の年間来場者数は、延べ 16,600 人、開催回数 29 回、1回平均約 570 人であった。

- ・朝市のウリは<u>①朝どれ(新鮮)な野菜があること②朝市限定の商品があること③低価格の野菜が並んでいること④生産者の顔が見え、食べ方、レシピなどの会話ができること</u>が挙げられる。
- ・出店条件は、厚木市民朝市推進委員会出店者組合に加入していることで、組合加入条件は 市内在住であること(市内に店舗がある場合でも市内在住でなければ許可しないことを 基本としている)、専業であること等を定めている。
- ・商品価格は店舗に任せている。上限下限の設定はなし。
- ・毎週日曜日、年間を通じて必ず開催している。休みは1月(年始)の最初の日曜日のみ。
- ・荒天でも基本的に開催を決行している。
- ・毎月1回程度テーマを決めて特別朝市を開催している。年始は野菜・加工食品の福袋、4月は苗・花販売、夏は鮎の塩焼き・加工品販売、12月は姉妹都市網走市の海産販売、年末は年越しそばの配布などを行っている。
- ・客層は大半が市民であるが、茅ヶ崎や横浜から朝市を目的に来訪する人もいる。
- ・利用客の多くが、60代前後のリピーターである。
- ・客が増えることは歓迎である。広報を充実させ、来客数を増やしたいと思っている。

○朝市開催の課題

- ・開催時間が早いことから、利用者ニーズに合っていない可能性があると考えている。ただ し、前述の理由で開催時間を大きく遅らせることは困難であると考えている。
- ・開始時間を遅らせることも検討しているが、遅らせても1時間が限度だと考えている。
- ・利用者の多くが60代前後のリピーターであり、ファミリー層、若年層等の新規顧客獲得に向けた広報に課題を感じている。現在実施している広報は「広報あつぎ」「タウンニュース」「厚木市 HP」「あゆコロちゃん SNS (ツイッター、フェイスブック)」「厚木市公式 LINE」「本厚木駅前デジタルサイネージ」「会場看板設置」である。
- ・現在の会場である厚木市文化会館は令和5年7月~令和6年12月にかけて改修工事の予定があるため、工事期間中の移転先が課題である。
- ・出店者の高齢化が進んでおり、各店舗の雨天時テント設置等も事務局が協力することで成立している状況である。
- ・出店者が持ち寄るテントを使用しているため、会場の統一感がないことも課題である。







写真 2. 1-2_左:厚木市産トマト 中:厚木市産豚肉 右: JA あつぎオリジナルらーめん

2.1.2 まちづくりにおける本事業地の位置付け

本事業地では、第9次厚木市総合計画(平成21年3月)等の都市計画関連の計画を基 に、平成29年度に「相模川水辺ふれあい拠点基本設計」にて利活用方針の方向性と整備 方針が示されている。

本事業地に関連する上位計画は次の表のとおりである。

策定主体 No. 計画名 策定年月 第9次厚木市総合計画 平成 21 年 3 月 厚木市 1 第10次厚木市総合計画 令和3年3月 厚木市 2 厚木市都市計画マスタープラン 令和3年3月 厚木市 3 厚木市緑の基本計画 平成 29 年 10 月 厚木市 4 厚木市 相模川 • 中津川厚木市河川利用構想 平成 21 年 1 月 5 相模川水系河川整備基本方針 平成 19 年 10 月 国土交通省河川局 6 相模川水系相模川 • 中津川河川整備計画 7 平成 30 年 7 月 国土交通省・神奈川県 相模川水系河川環境管理基本計画 昭和63年3月 国土交通省・神奈川県 相模川水系河川空間管理計画 9 昭和63年3月 国土交通省・神奈川県

表 2.1-1_関連する上位計画

このうち、「厚木市都市計画マスタープラン」では、「スポーツ・レクリエーションの場など、市民が憩うオープンスペースとして活用する」、「水辺と人との触れ合いをより身近に感じることができる憩いの場となる水辺交流拠点の計画を推進し、中心市街地との回遊性の向上を図る」とされている。

なお、本事業地は、都市公園法における都市公園の区域指定はされていない。

(1) 厚木市の将来像

「厚木市都市計画マスタープラン (令和3年3月)」における厚木市の将来像には、 河川は次のように位置付けられている。

■河川

- 多自然川づくりによる自然環境の保全・再生 と治水機能の維持に留意しつつ、魅力ある親 水空間を形成します。
- 相模川などの河川敷は、スポーツ・レクリエーションの場など、市民が憩うオープンスペースとして活用します。



相模川

出典 厚木市都市計画マスタープラン

(2) 緑環境の方針

「厚木市都市計画マスタープラン(令和3年3月)」における緑環境の方針において、 三川合流点地区は、次のように位置付けられている。

○「住区基幹公園」として位置付け

厚木地域の三川合流点では、水辺と人との触れ合いをより身近に感じることができる憩いと活動の場となる水辺交流拠点の計画を推進します。

○「緑化重点地区」として位置付け

相模川の自然を身近に取り込んだ水辺空間の提供や、公共施設、商業施設など日常的な場所での積極的な緑化に取り組みます。

(3) 厚木市の現状と都市づくりの課題 (※厚木市都市計画マスタープラン一部要約) ○ライフスタイルやワークスタイルの大きな変化

- ・ 核家族化の進展に加え、就労形態を自由に選択するようになるなど、<u>ライフスタイル</u> はますます多様化している。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの意識の浸透とともに、<u>個人の趣味や学びといった余暇や</u> 家庭生活に多くの時間を充てようとする傾向が見られる。
- ・ 厚木市の調査でも、<u>平日においても2~3時間程度を学習・趣味、スポーツ・レジャ</u>ーをして過ごしたいという意向がある。
- ・ 働き方に関しては、官民による働き方改革の推進に伴って変化が見られるようになり、情報通信技術の高度化とともにテレワークも浸透してきた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式に対応した就労環境が求められたことで、テレワーク等が急速に普及し、<u>在宅勤務など働く場所を選ばないワークスタイル</u>が広まりつつある。
- ・ 国土交通省においても新型コロナウイルス感染症を踏まえ、<u>公園や自然環境の一層</u> <u>の活用促進を促す</u>とともに、<u>感染リスクの低いオープンスペースを活用した都市づく</u> **りの重要性**を発信している。

【まとめ:まちづくりにおける本事業地の位置付け】

市街地に存する「緑地」の位置付けから、

市民の豊かなライフスタイルの創出に資する利活用が期待されている。

ライフスタイル及びワークスタイルの変化や、新しい生活様式の導入に伴い、 オープン空間である「河川空間の有効活用」が期待されている。

(4) 厚木地域の位置付け

本事業地が属する厚木地域は、厚木市都市計画マスタープランにおいて次のように位置付けられている。



- ・厚木市の中心市街地を形成しており、 商業・業務、 行政及び文化などの多様な機能が集中しています。
- ・相模川や小鮎川、三川合流点地区など<u>貴重な自然資源</u> を有しており、市民の憩いの場となっています。
- ・本厚木駅周辺は商業・業務、行政及び文化などの 中心地として成熟した市街地を形成しています。

○厚木地域の魅力

自然環境との触れ合い 相模川や小鮎川、厚木市の桜の名所でもある三川合流点地区や 相模川ローズガーデンなどが中心市街地に近接しており、豊かな自然環境との触れ合い の場が形成されています。

○厚木地域の課題

自然との共存・調和 本事業地は、緑化重点地区に指定されており、行政や民間による 新たな緑の創出が必要です。

○厚木地域の基本目標

中心市街地のにぎわいと居心地が良く歩きたくなるまちづくり

- ・厚木の顔としてふさわしい多様な都市機能の充実・再生
- ・車中心から人中心の都市空間への転換と回遊性の向上

誰もが快適に安心して暮らせる人にやさしい住環境づくり

- ・安全で人にやさしい道路交通環境の形成
- ・利便性や防災性の高い住環境の形成

触れ合いの場と水と緑のあるまちづくり

- ・相模川を活用した親水・憩いの場の形成と回遊性のあるまちづくり
- ・市民協働の緑化推進による潤いある市街地景観の形成

出典 厚木市都市計画マスタープラン

(5) 厚木市の重点施策

厚木市では住みたいまち日本一、子育て環境日本一を掲げ、市の施策として子育て施策 の充実を図っている。



出典_厚木市ホームページ

2.1.3 本事業地の歴史、成り立ち

厚木市は、江戸時代には相模川河口から全国の物産が集まり、内陸部から材木などの物資を海路で江戸へ運搬する等、相模川の舟運の基地として栄えた。また、相模川は昔から鮎が多く生息していたため「鮎川」と呼ばれており、江戸時代には相模川の鮎は将軍家への「献上鮎」として上納されていた。

大正から昭和にかけては、名産である鮎を目玉とした鮎漁遊覧会を開催し、花柳界の充実が進んだ。昭和初期には船宿が12、3店舗あり、それぞれが屋形船を所有していた。

しかし、相模川上流にダムができてからは、水深が浅くなったことで、現在では屋形船が 行き交うことはなくなっている。

厚木市最大のイベントであり、市内外から多くの観光客が集まる「あつぎ鮎まつり」は、 大正初期に厚木町の旅館や料亭などが共催して、7月1日の川開きの日に花火大会を行っていたのが始まりとされている。関東大震災により一度は中断したものの、昭和に入り、厚木町の青年団により鮎の解禁とお盆の納涼を兼ね、「厚木花火大会」が復活し、第二次世界大戦が始まると、再び中断されている。その後、昭和22年に厚木観光協会が結成されたことにより観光協会が主催する「名物相模川の鮎」の行事が計画され、昭和22年8月14日・15日に「第一回鮎まつり」が開催されている。

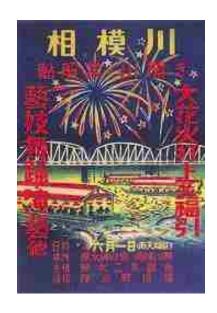


写真 2.1-3_花火大会ポスター



写真 2.1-4 厚木の渡し石碑

2.1.4 過年度関連計画の概要

(1) 相模川厚木市水辺拠点創出基本計画

計画名:

相模川厚木市水辺拠点創出基本計画(平成24年4月)

・整備方針コンセプト

~水辺ふれあいの郷~

厚木の水と人々が集まり、交流とにぎわいから、「川のまち厚木」の文化を創造・発信する水辺ふれあいシンボル拠点

・計画策定の目的

市民、来訪者が集い、観光等の活性化につなげることができるよう、このような新たな計画制度及び市の関連計画等との整合を図りながら、厚木市のまちづくりと一体となり、三川合流点地区の水辺交流拠点づくりをより具現化していくことを目的としています。

三川合流点における整備コンセプト

~水辺ふれあいの郷~

厚木の水と人々が集まり、交流とにぎわいから、 「川のまち厚木」の文化を創造・発信する 水辺ふれあいシンボル拠点

■ 整備コンセプトの考え方のイメージ

三川合流点の役割

まちなかとの連携や観光 拠点としての位置付け

水郷厚木・相模川の歴史・ 景観を伝承する場

相模川の貴重な自然環境 の保全の場

多様な人々の活動の場

目標像

期待される効果

新たな交流 の創出

地域プライド の離成 新たな水辺の 文化の創出 川のまち厚木 の魅力向上

利用促進計画のキャッチフレーズ

相模川の水面に栄える ~

「川のまち厚木」の にぎわいづくり

利用促進計画の4つの柱

地域連携

相模川沿川の市町村との連携、相模川と中心市 街地の連携、小田急電鉄等の地元企業や団体、地 域住民等との連携等、三川合流点地区をとりまく "地域"との連携を最大限に生かす施策展開を図 ります。

文化継承

"川のまち厚木"に根ざしてきた文化を貴重な 地域資源として生かすとともに将来にわたって 継承します。また、その時代にあった文化を創造 しつづけることにより、常にまちの魅力が向上す るような施策展開を図ります。

環境創出

相模川が育んできた地域の自然環境が市民の 暮らしを支える最も重要な生活基盤であること を踏まえ、将来にわたってこの地域のくらしの中 に息づくような施策展開を図ります。

多世代交流

子どもから高齢者まで全ての世代の人々が、この場所に来れば自分にあった多様な楽しみや生きがいを見出すことができ、その活動を通じて自然に世代間の交流ができるような施策展開を図ります。

①利用方針

◆中心市街地と一体となった利活用

- 本厚木駅周辺からの歩行者の回遊性を高める歩行環境(サイン等)を整備します。
- 中心市街地や小江戸風商店街と連携した施設整備やイベントを開催します。

◆広域的な観光拠点としての利用

- 川の駅のような拠点的な施設を整備し、市全体の中での観光拠点として位置付け、周辺の地域資源と連携したPR活動を行います。
- 展形船や釣り場等の水辺を生かしたレクリエーション空間を整備します。
- 花火等の四季のイベントを開催します。

◆地域住民の日常的な公共空間としての利用

- 周辺住民が日常的に散歩やサイクリング等で利用できる歩行空間を整備します。
- 既存のスポーツ施設を更新し、多様な世代が多目的に活動し、ふれあうことができる様々なレクリエーションに対応した空間を整備します。

◆環境教育の場としての利用

 市街地に近接する貴重な自然環境の場であることから、大人から子どもまで相 模川の動植物の生息・生育を観察・学習できる空間を整備します。

②景観形成方針

◆河川空間から周辺を眺める景観:内部景観

 厚木三川合流点のダイナミックで開放的な景観を生かし、河川敷から相模川や 周辺市街地、桜並木への眺望を確保します。

◆周辺から河川空間を眺める景観:外部景観

和模川を渡る小田念線からの眺望は、来訪者が厚木を真っ先に認識する景観であることから堤防法面を修設する等、橋梁や堤防上等からの眺望に配慮した良好な景観づくりを行います。

◆舟運や宿場で栄えた厚木の歴史と文化を継承する景観づくり:地域性の 創出

 三川合流点周辺において、小江戸を意識した商店街づくりが行われていること やかつて相機川の舟運で栄えた厚木の歴史を考慮して、屋形船や釣り場等の厚 木らしい水辺景観を創出します。

◆既存の景観資源の保全と活用

歴史的な趣を残す松林や地域のシンボル的な景観となっている厚木パノラマタワー等既存の景観資源の活用を行います。また桜並木を活用した歩行空間を創出します。

③環境配慮方針

◆河川敷利用に伴う環境への影響に対する対策

- 水際では、多様な水辺の活動を受け入れるとともに自然環境に大きな負荷を与えるような行為は耐限し、良好な生態系ネットワークの維持に努めます。
- バーベキュー等河川敷利用の際に環境に悪影響を与えないよう、利用エリア及びルールを明確に設定します。

◆地域固有の自然環境の保全と創出

相模川の自然環境を保全・創出し、地域固有の貴重な鉄植物の生息・生育ができる環境を確保します。

出典 相模川厚木市水辺拠点創出基本計画

(2) 相模川水辺ふれあい拠点基本設計

業務名:

相模川水辺ふれあい拠点基本設計(平成30年3月)

・整備方針コンセプト:

厚木自慢の壮大な河川景観と洗練されたデザインモチーフにより、新しいにぎわい創出の発信源をつくる。

• 目的

利用構想や基本計画で定めた基本的な内容に基づき、実施設計に向けて、骨格となる施設配置、形状、環境等について概略を設計することを目的とする。

2.3 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定

前述したプランの根拠として、次のとおり利用者数や規模の設定を行った。

2.3.1 駐車台数の検討

駐車台数は次のとおり設定した。

公園種別	面積から都市基幹公園 総合公園と同等程度と想定した。
対象面積	駐車場必要台数を算出するための利用可能面積を、三川合流点地点の総面積約 12ha と
1	した。
考え方	近隣にて交通渋滞を起こさない計画とし、駐車台数が最大値となる休日の必要台数を
	算出。さらにイベント時の必要台数を算出し、休日の利用とイベント時の同時利用時
	の必要台数を算出した。

①計画最大同時滞在者数:627人

②通常利用時の必要駐車台数の算出A: 122 台

③イベント時(鮎祭りの鮎のつかみ取り開催時の1,000人を想定)の必要台数の算出B:193台

④イベント運営者の駐車台数:20台

⇒ 335台を設定

2.3.2 バーベキュー広場の検討

バーベキュー広場の規模及び必要施設は次のとおり設定した。

【前提条件】

・1 サイトあたりの収容人数 5名/サイトを想定した。

・1 サイトあたりの規模 50 ㎡を想定した。(密度 10.0 ㎡/人)

【規模設定】

サイト数	40 サイト ··· 2,000 ㎡ (高水敷) ÷50 ㎡	設置面積÷1サイトの規模
	※ただし低水敷の活用により拡張は可能	
収容人数	200名 ··· 40 サイト×5名/サイト	サイト数×5名



リバーポートパーク美濃加茂の例 (5×5mのウッドデッキを整備)



道の駅アグリパークゆめすぎと ホームページより

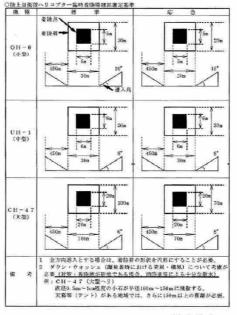
2.3.3 舗装材の検討

広場等の舗装材について、次のとおり検討した。なお災害時にはヘリポートとして利用する可能性があるため、ヘリポートの必要要件を確認した上で、過年度は敷地中央の広場が一部インターロッキング舗装となっていたが、本業務においては芝生広場とした。

またドッグランについては、大会開催のために30×60mの平坦な芝生が必要であることを確認した。

表 2.3.1 舗装材比較表





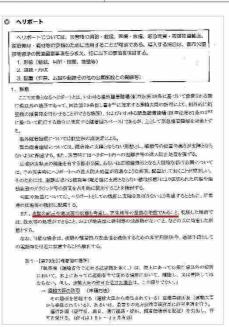


図 2.3.1 ヘリポートの確認

出典_相模川水辺ふれあい拠点基本設計

2.3.4 建築物の検討

(1)建築設計条件の確認

建築設計にかかる条件は、次のとおりである。

市街化調整	整区域 (用途地域指定なし)
容積率 100	0%(一部の区域 30%)
建ペい率	50% (一部の区域 60%)
道路斜線	勾配 1.25
隣地斜線	20m+勾配 1.25
前面道路	法 42 条 1 項 1 号道路
景観計画	区域

(2) 設置する建築物の設置方針

次の方針で建築物を設置する方針とする。 各建築物は建設時期や様式及び構造形式が それぞれ異なるため、「河川景観になじむ自 然素材 (木材)」をデザインコードとし、各 施設に適した形で使用するものとする。

(3) 既存野球場管理事務所の改修方針

既存の野球場管理事務所の現在の機能を確 認した上で、プレイルーム等を新設することか ら、その必要な規模を事例等から確認し、レイ アウト案及びイメージパースを作成した。

改修イメージは、デザインコードに基づき、 修景として外周にルーバーを配置する方針と した。ルーバーの納まりイメージについても併 せて作成している。



図 2.3.3 野球場管理事務所の改修イメージパース



表 2 3 2 建築物一覧と方針

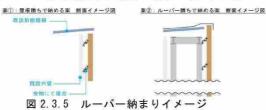
施設名称	現況	設置方針
既存野球場管理事務所	野球場管理事務所	改修して使用
既存市営プール管理事務所	市営プール監視室、更衣室	改修して使用
BBQ 管理棟(受付・トイレ等)	_	新設
野外ステージ		新設

表 2.3.3 既存野球場管理事務所の機能と整備方針

	既存の諸室	面積·規模	整備方針	整備時の諸室
Û	ホール	(5) 10 m²	出入口部の改修	ホール・情報コーナー
2	管理事務室	€9 10 m ²	開放的な受付カウンターに改修	管理事務所
(3)	打ち合わせコーナー	₹9 14 m	管理事務所の拡張	管理事務所 (控之)
1	医務室	約9 m²	授乳室に改修	授乳室
(3)	更衣室 (男)	€0 10 m	更衣室を一体とし、プレイルーム	プレイルーム
6	更衣室(女)	約 10 ㎡	に改修	
3	便所	約 45.5 mi	全て洋式使所化、内装の改修	便所
8	食庫 A·B	#∋ 33 m²	機能維持	倉庫A・B
(1)	食庫 C	約 14 m	施能維持	台車C



図 2.3.4 野球場管理事務所の改修レイアウト案



(4) 既存市営プール管理事務所

本施設は竣工から60年近くが経過しており、今後の 実施設計において耐震診断・構造補強にかかる費用を 明確にし、改修使用もしくは撤去・新設の双方のどち らにするか方針を明確にする必要がある。

本業務においては、改修利用を前提とし、次のとお り方針・機能を整理した。

表 2.3.4 既存市営プール管理事務所の機能と整備方針

	既存の諸室	整備方針	整備時の諸室
(i)	監視室	テニスコート・ドッグラン受付に使用	受付
2	管理室	事務スペースとして使用	事務室
(3)	更衣室	テニスコート用更衣室に変更	更衣室
(I)	手洗い場	継統利用	手洗い場
(5)	便所	継続利用	便所

(5) BBQ 管理棟

新設する BBQ 管理棟については、求められる機能 を整理した上で、イメージパースを作成した。具体 的には、トイレの必要穴数を検討しトイレ規模を検 討したと共に、BBQ運営に必要となる売店・受付スペ 6.30 ース・備品倉庫の規模・レイアウト案を作成した。

建築の意匠の考え方は次のとおりである。

- ・芝生広場と河川をつなぎ、パノラマ景観を演出す るフレーム (額縁) となる印象的な建築とする。
- ・大きな屋根がつくる長い軒下や四阿空間より、真 夏の暑い時期にも心地よく利用できる半屋外空間 をつくる。



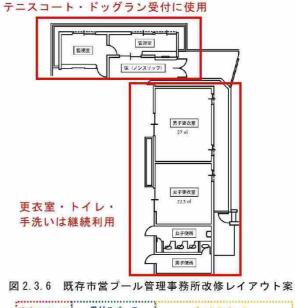
図 2.3.8 BBQ 管理棟の意匠の方針

(6) 野外ステージ

地域の祭り時の舞台演出、ミニライブ、コンサー トを想定し、仕様は次のとおりとした。

【仕様】

- ・規模は約50 m (9m×5.4m) を想定。
- ・夏季のステージ利用促進のため、着脱式の屋根 設置または必要に応じ仮設屋根を設置。



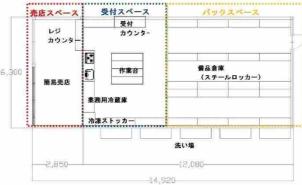
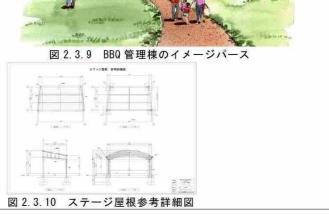


図 2.3.7 BBQ 管理棟レイアウト案



出典_相模川水辺ふれあい拠点基本設計



出典_相模川水辺ふれあい拠点基本設計

表 2.1-2 相模川水辺ふれあい拠点基本設計申し送り事項

	表 2.1-2_相模川水辺ふれあい拠点基本設計申し送り事項
対象章立て	概要(抜粋)
6.1 与条件の確認及 び検討	・本業務においては、準拠法令・基準を整理した上で、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」(平成24年4月、厚木市)に基づき基本設計を実施した。ただし平成30年3月時点で「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」が正式に策定されておらず、計画高水位等が確定していないことから、今後の実施設計において確認する必要がある。特に低水法面の法線及び施工区分についても実施設計にて把握し、図面・数量・概算工事費に反映することが必要である。
6.2 諸施設の検討及び設定	6.2.1 三川合流地区の課題の整理と基本設計方針 ・本業務においては、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」(平成24年4月、厚木市)の考え方を踏まえ、基本設計方針を設定した。基本的な方針は基本計画と相違ないが、与条件の確認にて整理したように、厚木市を代表する拠点の1つとなるよう、三川合流地点の雄大なパノラマ景観の価値を今後の実施設計・施工・運営管理時に共有することが望ましい。 6.2.2 基本設計内容の整合性確認 ・実施設計においては、基本計画及び本業務の基本設計を踏まえ、再度機能・規模の見直しを行うことが必要である。特に今後開催されるバーベキュー等のイベント結果や、日常的な使われ方、市民のニーズを継続的に把握することが必要である。 6.2.3 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定 ・本業務においては、駐車スペースやバーベキュー、建築等の利用者数を検討した上で、規模の設定を行った。 ・舗装については、イベント時におけるケータリングカー等の進入を考慮しエントランス広場は土系舗装としているが、土系舗装は日常的に憩いの場となりにくいこと、エントランスであること等を鑑みると、芝生が適切である可能性がある。今後のイベントの実施状況や芝生の耐圧性、日常的な利用等を総合的に勘案し、舗装種別は実施設計時に再検討することが望ましい。 ・建築については、既設建物の改修を前提に本業務では整理を行っている。ただし特にテニスコートの管理棟は建築年数が耐震診断・補強の費用・手続きによっては、撤去解体・新築とすることも考えられるため、今後検討が必要である。

6.2.4 施設配置計画・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定

・ここまでの検討を踏まえ、本業務においては基本設計図のベースとなる プランを作成した。なおプランは、低水護岸が施工されない場合の暫定 系と、施工された場合の将来形の2案である。今後低水護岸の造成時期 を確認した上で、暫定系による運営が長期間に及ぶ場合は暫定時の整備 水準を高める等、整備水準の設定が必要となる。

6.2.5 造成基本方針の検討と設定

・本業務においては、河積確保等の観点からできる限り土量が少なくなる 計画としている。ただし盛土が部分的に発生するため、今後河川整備計 画が策定された段階で、不等流計算等を実施し、河川管理上問題ないこ とを確認することが望ましい。

6.2.6 植栽基本方針の検討と設定

- ・本業務においては、現在植栽されている桜を活かしながら、部分的に補 植する計画としている。ただし厳密には、植栽の伐採・新植の際には不 等流計算等を実施し、植栽による影響を確認することが望ましい。
- ・また現況の桜については、その植栽時期や健康状態を確認し、状態が良くないものに関しては整備に併せて伐採・新植することを検討することが望ましい。その際、アンケート調査や説明会等を開催し、市民合意を得ることが適切である。

6.2.7 供給処理(インフラ)設備基本方針の検討と設定

- ・本業務においては、給水・排水・電気設備に関する基本方針を設定した。
- ・特に排水については、新設する建築物の汚水を既設ポンプに接続することが困難である可能性があることから、浄化槽の設置も含めて実施設計にて検討する必要がある。なお浄化槽の工事費は、求められる機能・規模によって大きく異なることから、実施設計時に再度検証することが必要である。

6.2.8 概算工事費の検討と設定

- ・ここまでの検討を踏まえ基本設計図を作成し、概算工事費を算出した。 なお概算工事費に用いている単価のうち、見積もり以外の項目について は、類似規模の公園における一般的な単価を用いている。
- ・そのため実施設計時においては、県単価・刊行物単価等を活用し、精度 を高めることが必要である。
- ・また本業務においては、スポーツ施設(テニスコート・野球場・市営プ ール)の撤去費は算出していない。

6.2.9 維持管理基本方針の検討と設定

- ・本業務においては、特に管理の頻度が高い植物について整理を行ったと 共に、運営管理時における留意事項を整理した。
- ・また併せて、三川合流点地区とローズガーデンが厚木のまちの受け皿となり、1つの拠点となることが望ましいことから、ローズガーデンとの関係性や回遊性向上への提言を行っている。
- ・三川合流点地区のような広場の利活用と維持管理は表裏一体であることから、今後イベント等を通じて地域住民・団体といった空間活用及び 維持管理の担い手を発掘し、育成することが必要となる。
- ・具体的には、担い手となり得る地域住民・団体もしくは指定管理者候補を抽出し、河川利活用・維持管理協議会を設立することが適切である。 そのことで、日常的な利活用によるにぎわい創出と、維持管理の官側の 費用逓減といった効果を得ることが可能となる。

(3) バーベキュー場に関する社会実験

厚木市では、三川合流点地区において、過去に2度、手ぶらバーベキューに関する社 会実験を実施している。

- ○三川合流点における手ぶらバーベキュー及び 鮎のつかみ取りの社会実験実施結果 と検証
- ○平成30年度あつぎバーベキューテラス概要について、次のとおり整理する。

1) 三川合流点における手ぶらバーベキュー及び鮎のつかみ取りの社会実験実施結果と検証

ア. 趣旨

水辺の利活用と観光の活性化を目的に 策定した相模川厚木市水辺拠点創出基本 計画に基づき、三川合流点河川敷における手ぶらバーベキューや鮎のつかみ取りの 事業化に向けた取組として、集客性や有効性を検証するために社会実験を実施

イ. 実施フロー

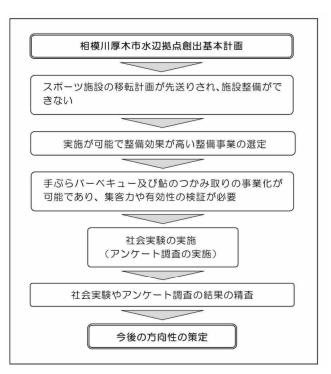


図 2.1-1 手ぶらバーベキュー及び鮎のつかみ取りの社会実験実施フロー

ウ. 実施場所



図_2.1-2_三手ぶらバーベキュー及び鮎のつかみ取りの社会実験実施場所

工. 実施日

8月11日(金)、8月12日(土)、8月13日(日)、8月20日(日)

8月25日(金)、8月26日(土)、8月27日(日)、9月9日(土)

9月10日(日)《13日間中9日間実施》

工. 主催者

厚木市、一般社団法人厚木市観光協会

才. 利用方法

- ・手ぶらバーベキューエリア (約2,500 m²) を河川敷に設定し、バーベキュー器材の レンタル、食材の提供及びごみの回収を実施
- ・器材は、設置や撤去、火おこしも行うため、すぐにバーベキューを楽しむことができ、バーベキュー終了後、器材は洗わずそのまま返却可能

力. 利用時間

・午前11時器材・食材引渡し、午後4時完全撤収

キ. 利用料金

・基本セット(4名以上からの受付)一人3,500円

ク. 基本セットの内容

- ・器材⇒バーベキューグリル (網、鉄板、炭3kg、炭ばさみ、着火剤) 折り畳み テーブル、トング、焼きそば返しコテ、割り箸、紙皿、おしぼり
- ・食材⇒牛カルビ味付 (バーベキュー用) 100g 豚カルビ味付 (バーベキュー用) 100g 鳥もも肉 (骨なし) 100g、焼きそばセット (キャベツ、もやし)、調味料 (塩コショウ、サラダオイル) ごみの回収⇒申込人数 10人ごとに可燃用、不燃用のごみ袋 (450) 各一袋を用意しごみを回収
- ※セット内容以外の器材 (テント、タープ、イス)、野菜、飲み物などは各自で持参 をお願いするが、器材のレンタルや食材の追加注文は可能

ケ. 社会実験で明らかになった課題

- ・屋外で行うため天候に左右され、予約締切日が早いと申込みができない。
- チラシやホームページでは細かい情報が分かりづらい。
- ・申込方法が分かりづらい。
- ・河川法の許可条件により、受付等の施設を毎回、設置及び撤去しなければならず 大変である。
- ・基本セットにおける価格設定のバリエーションがない。
- ・基本セット食材のバリエーションがない。
- ・器材と食材がセットになったものだけである。

コ. 事業化に向けた解決策

- ・天候を確認して予約が行えるよう、実施日の前日まで予約可能とする。
- ・申込みは、電話での問合せ対応を含む受付窓口一本化にすることや事業者のホームページから直接的に予約できるようにして、申込方法を分かりやすくする。
- ・受付等の施設について、常設が可能な高水敷に設置する。
- ・火おこしを含む準備から片づけ、持参した食材や飲料から出るごみの処分までの 全てを事業者側が行うことについて、チラシやホームページなどでPRし、手軽 さをアピールする。また、オプションの内容や金額が明確に分かるようにする。
- ・基本料金の見直しを行い、価格設定を低く抑えるとともに、タープやイスなどの オプションも充実させる。
- ・厚木産の食材を使い、アラカルトメニューを充実させる。
- ・器材のレンタルと食材の購入を別々とし、利用者が必要なものだけ申込みができる形式をとり、オプションも充実させるとともに単品での申込みにも対応できるようにする。

2) 平成30年度 あつぎバーベキューテラス

ア. 実施日時

- ・平成30年5月3日(木)から5月6日(日)まで 4日間
- ・平成30年10月6日(土)から10月8日(月)まで3日間第1部午前10時から午後1時まで第2部午後2時から午後5時まで

イ. 実施場所

厚木市厚木青少年広場

ウ. 実施主体

厚木市観光協会

工. 実施内容

手ぶらバーベキュー(各部20サイト)

機材レンタル料金1サイト8,000円(最大10人まで申込みが可能) (テント、コンロ、テーブル、椅子、炭、焼き網の貸出し、ごみの回収等) 食材予約については、5月のみ実施(要事前申込み)

才. 実施結果

あつぎバーベキューテラス利用サイト数・来場者数

日 程	利用サイト数	来場者数	天 候
平成30年5月3日(木)	2 2	184	雨後晴れ
平成30年5月4日(金)	4 0	2 9 8	晴れ
平成30年5月5日(土)	4 0	3 0 4	晴れ
平成30年5月6日(日)	1 6	1 1 8	晴れ
5月期 小計	1 1 8	9 0 4	
平成30年10月6日(土)	3	3 0	曇り
平成30年10月7日(日)	1	9	晴れ
平成30年10月8日(月)	3	2 1	曇り時々雨
10月期 小計	7	6 0	
合 計	1 2 5	964	

食材の申込件数(5月3日(木)から5月6日(日)まで)

メニュー	申込数	単価 (税込)	売上額
スペシャル和牛セット (4~6人分)	1 3	5,980円	77,740 円
レギュラーセット (4~6人分)	1 8	4,980円	89,640 円
焼きそばセット (4~5人分)	1 1	1,980円	21,780円
とん漬(1枚)	3 1	350 円	10,850円
合 計	7 3		200,010円

図 2.1-3_平成 30 年度厚木バーベキューテラス実施結果

カ. 施設整備に向けた検証結果について

- ・アンケート結果や、5月実施時に2日間満席になったこと等から考察すると、バーベキュー機材のレンタル需要はある。
- ・三川合流点地区は、毎年4月から10月にかけてバーベキュー利用者が多いため、営業日を4月から10月の土日祝日と夏休み期間の平日(年間100日程度)に限定すれば、収益はあると考えられる。
- ・食材予約については、5月実施時に申込数が少なかったことから、10月は実施しなかった。利用者は各自で食べたい食材や飲料を購入して持参するケースが多いと考えられる。
- ・食材を取り扱う場合、食品衛生法上、飲食店営業許可が必要となり、営業許可を受けるためには常設の厨房施設が必要となる。
- ・厚木青少年広場は、現在スポーツ施設であり、通常運用時はバーベキュー禁止エリアである。当広場では、ターゲットバードゴルフやゲートボール、ペタンク等のスポーツ利用が定期的にされており、土日も利用頻度は高い。
- ・現状であつぎバーベキューテラスを運営すると、営業日となる土日祝日は、スポー ツ利用ができなくなってしまい、スポーツ利用者の機会を奪ってしまうことになる。
- ・レンタル機材は、機能的で清潔であったため、利用者から好評であった。
- ・バーベキュー機材の輸送費がかかるため、イベントのような短期間での実施は収益 性が確保できない。
- ・バーベキュー機材一式を購入する場合も、初期投資がかかるため、通年 (4月~10月)でバーベキュー場として運営する場合のみ収益性が確保できる。
- ・バーベキュー機材の管理については、テントを常設で展開すると盗難やホームレス 対策として夜間警備が必要となることから、営業日ごとに設置・撤去を行い、機材 を収納するコンテナ倉庫で保管することにより、コストの削減を図ることが望まし い。
- ・アンケート結果で、あつぎバーベキューテラスをバーベキュー専門サイトで知った 方が多かったことからも、この手段は大きな広告媒体となる。
- ・バーベキューテラス利用者の約70%が自家用車で来場しており、1組2~3台で来場することを考慮すると、駐車場は最低でも40~60台分必要となる。ゴールデンウィーク期間中は、バーベキュー自体のニーズが高く、例年河川敷の駐車スペース(約200台)は満車になっている。

キ. 検証結果を踏まえた事業計画について

- ・あつぎバーベキューテラスを整備するにあたり、バーベキュー機材、機材を保管する コンテナ倉庫を設置し、受付、トイレ、手洗い場、シンク、厨房施設を備えた常設施 設を新築する。
- ・運営については、当面の間は管理委託が可能な団体(厚木市観光協会)に委託し、運営状況の把握をする。収益性が確保されることが確認でき次第、指定管理者制度やPFI制度を導入する方向で検討を進めていくこととする。
- ・現存するスポーツ施設の解体後、バーベキュー場の他、多目的広場、じゃぶじゃぶ池、 ふわふわドーム、ドッグラン、テニスコート(移設)等を整備する。

2.1.5 現況スポーツ施設の扱い

本事業地には、現状、複数のスポーツ施設が立地している(図_現況の占用状況 参照)。 これらの施設については、老朽化等を要因に令和5年より順次撤去されることが決まっているが、テニスコートについては、利用者の強い要望もあり、本事業地に移設されることが予定されている。テニスコートは、河川空間のオープン化に係る要件を満たした施設ではないと整理されるため(4.1 参照)、立地する部分について都市・地域再生等利用区域の指定が受けられない可能性が高いことから、利用区域の範囲には含めない形で整理する。ただし、本事業の事業範囲には含めるものとし、民間事業者の管理運営範囲にも含まれる形を検討するものとする。

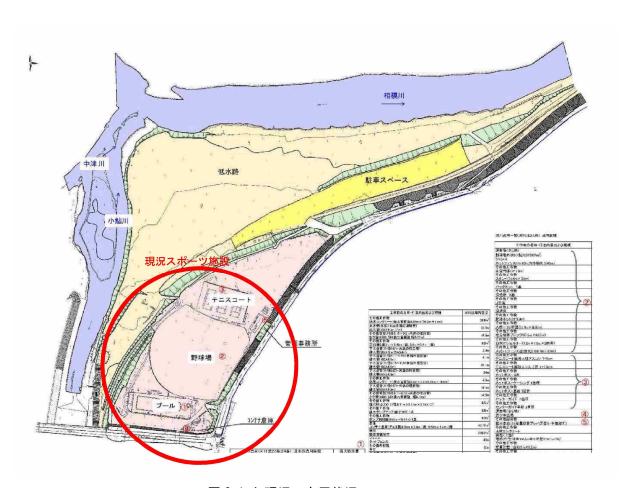


図 2.1-4_現況の占用状況

2.1.6 利用者の安全管理

■相模川の安全性

相模川・中津川河川整備計画においては、昭和22年カスリーン台風と同等規模の外力を想定し、厚木基準点における整備計画目標流量を6,900m3/s(うち、河道分配流量を6,100m3/s)としている。

整備計画の中で、本事業地(相模川 15.4k 付近右岸)は、計画堤防整備済み区間となっている。流域全体では、下流部及び上流部を中心に築堤未整備区間が残るほか、河道掘削による流下能力の確保が必要な区間が点在しているが、治水バランスが図られている。

本事業地では、相模川上流の城山ダム、中津川上流の宮ヶ瀬ダムの洪水調節機能もあり、H. W. L. を超えるような大規模な出水は生じておらず、他の一級河川に比べ治水上の安全性が確保されている状況とみられる。 しかしながら、本事業地は、河道内のため、整備計画目標流下時は勿論のこと、超過洪水等に対しても浸水等のリスクがあることに留意し、利活用の際には、利用者の安全確保の方策について留意する必要がある。

■防災関連の位置付け

相模川は、河口より 6.6km が国土交通大臣の直轄区間、6.6km より上流が指定区間 (神奈川県知事管理区間) となっており、直轄区間である下流地区には国の河川防災 ステーションが設置されている。指定区間には、防災ステーションの計画は無いが、本事業地は「厚木市地域防災計画(平成 31 年 3 月)」では、広域防災活動拠点の臨時 ヘリポートの設置位置にもなっている。そのため、本事業地における利活用計画においては、ヘリポートの設置に配慮が必要である。

発生日	発生原因	被災市町村	被害状况
1907年8月(明治40年)		厚木町	死者·行方不明者:4名、家屋全·半壊及び流出:367戸、床上·床下浸水: 2828戸
1910年8月(明治43年)			死者·行方不明者:4名、家屋全·半壊及び流出:66戸、床上·床下浸水: 1697戸
1947年9月(昭和22年)	カスリーン台風	厚木市、相模原市	死者·行方不明者:1名、家屋全·半壤及び流出:一戸、床上·床下浸水:9 戸
1974年9月(昭和49年)	台風16号	平塚市、座間市など	死者・行方不明者: -名、家屋全・半壊及び流出: -戸、床上・床下浸水: 70戸
1982年8月(昭和57年)	台風10号	平塚市	死者・行方不明者: -名、家屋全・半壊及び流出: -戸、床上・床下浸水: 84戸
1982年9月(昭和57年)	台風18号	平塚市	死者・行方不明者: -名、家屋全・半壊及び流出:2戸、床上・床下浸水: 256戸
1983年8月(昭和58年)	台風5号、6号	平塚市	死者・行方不明者: -名、家屋全・半壊及び流出:90戸、床上・床下浸水: 801戸
1999年8月(平成11年)	熱帯豪雨		死者・行方不明者: -名、家屋全・半壊及び流出: -戸、床上・床下浸水:1 戸
2007年9月(平成19年)	台風9号		死者・行方不明者: -名、家屋全・半壊及び流出: -戸、床上・床下浸水:7 戸
2011年9月(平成23年)	台風15号		死者・行方不明者: -名、家屋全・半壊及び流出: -戸、床上・床下浸水: -戸

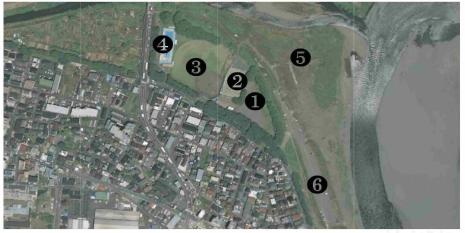
出典:国土交通省、神奈川県

図 2.1-5 相模川洪水被害状況 (国交省 HP)

2.1.7 地域活動への配慮

本事業地は、地域住民にとって、行事やスポーツなどの地域活動の場として親しまれている。特に厚木北地区の住民は毎日のように本事業地を利用している。本事業地は地域住民にとって日々の生活と共にある大切な場所であることを踏まえ、地域活動への配慮が必要である。具体的には、現状、地域活動に使用されている場所及び期間においては、既存の地域活動が妨げられることのないよう、自治会を始めとした地域団体との協力体制の構築など、留意が必要である。

時期	活動内容	活動場所(名称)	活動場所(エリア)
7 (-	・ターゲットバードゴルフ(毎週月曜日)	•青少年広場	0
通年	・グランドゴルフ(毎週火~金曜日)	•青少年広場	0
4月	・厚木北地区観光桜まつり(4月初旬)	·青少年広場	0
- 8	・自治会対抗ソフトボール大会	·厚木野球場	6
5月	・相模川クリーンキャンペーン	•全域	000000
6月			
7月	_		
8月	・あつぎ鮎まつり(8月上旬) ※市の行事	-全域	000000
9月			
10月	-		
11月	・自治会対抗ソフトボール大会	-厚木野球場	6
12月			
1月	- どんど焼き	-低水路域	6
2月			
3月	_		
不明	・地元の子ども会の運動会	-青少年広場	0
	・ゲートボール	-青少年広場	0
	- 灯篭流し	•低水路域	6



出典:地理院地図

図 2.1-6_厚木北地区自治会 年間利用状況